

福岡県医師会
平成16年4月2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



水俣病総合対策医療事業について

公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）による水俣病認定患者は、公健法に基づく者については、健康保険の自己負担分を公費で負担しております。従来は、健康保険の部分を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に、公費部分を公費負担医療実施者（熊本県、鹿児島県、新潟県）に直接請求していました。

今回、水俣病総合対策医療事業に係る医療の公費負担番号が平成16年4月1日より次のように決まりました。これにより、水俣病総合対策医療事業の医療は審査支払機関に請求することになります。

したがって、本年4月診療分（5月請求）から公費併用レセプトにより審査支払機関にレセプトを提出されるよう会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、水俣病総合対策医療事業を実施している3県に設定された公費負担番号は次のとおりであります。

	(医療保険)	(介護保険)
熊本県	51. 43. 301. 9	88. 43. 301. 6
鹿児島県	51. 46. 301. 9	88. 46. 301. 3
新潟県	51. 15. 301. 3	88. 15. 301. 0

これに伴い、それぞれの県が水俣病総合対策医療事業に対して発行していた医療手帳が変更となります。

小郡三井医師会より

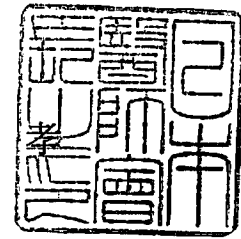
担当理事 蒲池 壽



平成16年3月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



水俣病総合対策医療事業について

公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）による水俣病認定患者は、公健法に基づく医療費の全額を原因者が負担しておりますが、水俣病総合対策医療事業に基づく者については、健康保険の自己負担分を公費で負担しております。従来は、健康保険の部分を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険団体連合会）に、公費部分を公費負担医療実施者（熊本県、鹿児島県、新潟県）に直接請求していました。

今回、水俣病総合対策医療事業に係る医療の公費負担番号が平成16年4月1日から次のように決まりました。これにより、水俣病総合対策医療事業の医療は審査支払機関に請求することになります。

したがって、本年4月診療分（5月請求）から公費併用レセプトにより審査支払機関にレセプトを提出するようお願い申し上げます。

なお、水俣病総合対策医療事業を実施している3県に設定された公費負担番号は次のとおりであります。

	(医療保険)	(介護保険)
熊本県	51. 43. 301. 9	88. 43. 301. 6
鹿児島県	51. 46. 301. 6	88. 46. 301. 3
新潟県	51. 15. 301. 3	88. 15. 301. 0

これに伴い、それぞれの県が水俣病総合対策医療事業に対して発行していた医療手帳が変更となりますので、ご連絡いたします。

(添付資料)

1. 水俣病総合対策医療事業について

(平16.3.11環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室長事務連絡)



事 務 連 絡
平成16年3月11日

新潟県福祉保健部長
熊本県環境生活部長 殿
鹿児島県環境生活部長
新潟市市民局保健福祉部長

環境省総合環境政策局環境保健部
特殊疾病対策室長

水俣病総合対策医療事業について

先般、社会保険診療報酬支払基金法第15条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正等（厚生労働省告示改正）が官報告示され、平成16年4月1日より施行されるところである。

この告示改正の結果、水俣病総合対策医療事業についても社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に審査を委託することが可能となったので、関係者への周知等を図るとともに適正な運用に努められたい。

また、水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成4年4月30日環保業第227号最終改正平成15年3月26日環保企第288号 以下「要綱」という）に定める申請者医療事業における研究治療費の支給についても同様に取扱い願いたい。

なお、告示改正施行に伴う要領及び要綱の改正は行わないことを、念のため申し添える。

事 務 連 絡
平成16年3月11日

都道府県環境・衛生担当主管部局長
政令指定都市環境・衛生担当主管部局長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部特殊疾病対策室長
熊 本 県 環 境 生 活 部 長
鹿 児 島 県 環 境 生 活 部 長
新 潟 県 福 祉 保 健 部 長

水俣病総合対策医療事業について

環境行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき、心より感謝いたします。

さて、熊本県、鹿児島県及び新潟県で実施している水俣病総合対策医療事業では、各県が交付した医療手帳の所持者に対し医療保険適用の自己負担分及び介護保険の医療についてのサービスの利用者負担分について助成しております。

この度、社会保険診療報酬支払基金法第15条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正等（厚生労働省告示改正）が官報告示され、平成16年4月1日から施行となり、各医療機関からの請求手続きが別紙のとおり変更となります。

つきましては、貴職におかれましても、地元医師会への本事業の周知徹底方をお願いいたしますとともに、住民の方々などから本事業に係る問い合わせがあった場合には、その方の医療手帳発給元の県の担当課又は環境省の連絡先をお伝えいただく等、本事業を円滑に実施できるよう御協力をお願いいたします。重ねて、貴下の市区町村にもその旨の周知方をお願いいたします。

【水俣病総合対策医療事業に関する問い合わせ先】

熊本県環境生活部水俣病対策課	電話：096-383-1111（代）
鹿児島県環境生活部環境政策課	電話：099-286-2111（代）
新潟県福祉保健部生活衛生課	電話：025-285-5511（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	電話：03-3581-3351（代）

水俣病総合対策医療事業の請求手続きの変更について

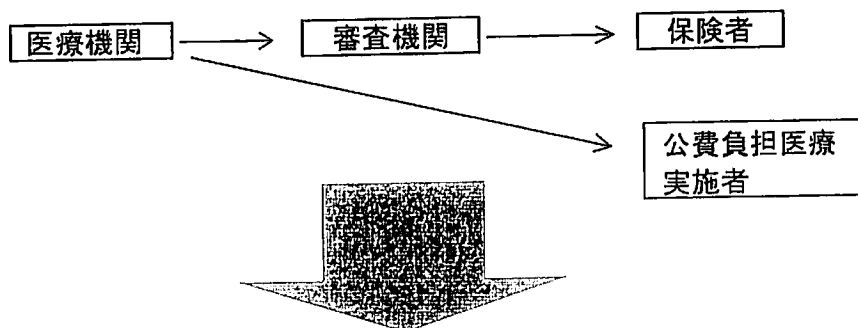
熊本県、鹿児島県及び新潟県（以下「3県」という）では、水俣病総合対策医療事業を実施しており、各県が交付した医療手帳（別添様式1）の所持者に、各種医療保険法による療養費（入院食事療養費を含む）の自己負担分（妊娠・出産、歯科、第三者行為による医療行為等水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害との関連が明らかに認められないものを除く）を助成しているところ

です。
今回、水俣病総合対策医療事業関連の告示が改正され、平成16年4月1日より公費負担番号が設定されることとなりました。これに伴い医療手帳所持者の医療費の請求手続き等につきましては、下記のとおりとなりますのでご協力をお願いいたします。

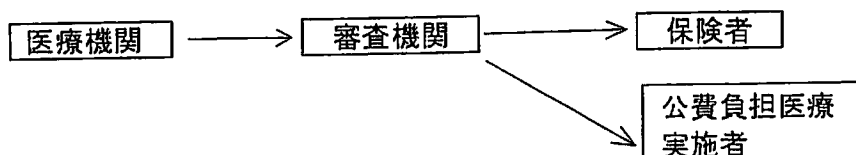
記

1. 当事業に係る療養費については、今まで医療機関で保険部分を審査機関に請求し、公費部分を3県に請求していましたが、公費併用レセプトにより一括して審査機関に請求することで現物給付化を行います。（下図参照）

図 （これまでの水俣病総合対策医療事業）



(2004年4月以降の水俣病総合対策医療事業)



2. 3県に設定された公費負担番号は次のとおりです。

	(医療保険)	(介護保険)
熊本県	51. 43. 301. 9	88. 43. 301. 6
鹿児島県	51. 46. 301. 6	88. 46. 301. 3
新潟県	51. 15. 301. 3	88. 15. 301. 0

- ・その他、ご不明な点は、以下までお尋ね下さい。

熊本県環境生活部水俣病対策課	電話：096-383-1111（代）
鹿児島県環境生活部環境政策課	電話：099-286-2111（代）
新潟県福祉保健部生活衛生課	電話：025-285-5511（代）
環境省環境保健部特殊疾病対策室	電話：03-3581-3351（代）

(表)

連絡先 新潟県福祉保健部生活衛生課 住所 〒950-8570 新潟市新光町4番地1 電話 025-280-5207 FAX 025-284-6757		[水俣病総合対策医療事業] 医 療 手 帳			
		保険者番号		5 1 1 5 3 0 1 3	
		受給者番号			
		受 給 者	住所		
			氏名		
	生年月日		性別		
有効期間		平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで
発行機関 及 び 印		新潟県知事 平山 征夫			
交付年月日		平成	年	月	日

(裏)

<u>対象者の方へ</u> 1 保険医療機関等で療養を受けるときは、保険者証又は組合員証及び老人保健法医療受給者証等にこの手帳を添えて、窓口に提出してください。 2 住所又は氏名が変わったときは、すぐに県生活衛生課に届け出てください。 3 この手帳は、無くさないように大切に持ちください。もし、無くしたり、使用できない状況になった場合は、県生活衛生課に再交付の申請をしてください。 4 対象者でなくなったとき、又は、対象者の方が亡くなったときは、この手帳を速やかに返還してください。	<u>医療機関等の方へ</u> 1 新潟県では、医療手帳を所持する方の医療保険各法及び介護保険法による療養費の自己負担分を助成しています。 2 平成16年4月1日以降の療養費については、公費併用により、診療報酬明細書又は介護給付費明細書に公費負担番号を記載し、審査支払機関に請求してください。 3 平成16年3月31日までの療養費は、本県所定の様式により県生活衛生課に請求を行ってください。 4 生活保護、更生医療等の適用者で自己負担のない方について、療養手当算定のため診療情報が必要となりますので、本県所定の様式で報告して下さるようお願いいたします。 5 介護保険サービスに係る法別番号は「88153010」です。給付対象となるのは医療系サービスのみになりますので、詳細については、県生活衛生課にお問い合わせください。
---	---

医 療 手 帳 (水俣病総合対策医療事業)								
公費負担者番号	5	1	4	3	3	0	1	9
受給者番号								
住 所								
氏 名								
生 年 月 日			年		月		日	
交付年月日			年		月		日	
有効期限			年		月		日	
熊 本 県 								

対象者の方へお願い

- 1 保険医療機関等において療養を受ける場合、被保険者証、組合員証又は老人保健法医療受給者証に添えて、この医療手帳を必ず窓口提出してください。
- 2 生活保護、更生医療等の適用者で自己負担のない方は、従来どおり、療養手当請求のための個人請求手続きが必要です。請求方法や所定の様式等についての問い合わせは、熊本県水俣病対策課まで御連絡ください。
- 3 住所、氏名に変更があったときは速やかに、届け出てください。
- 4 医療手帳を不正に使用した場合、受給資格がなくなります。
- 5 この手帳は、紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚したり又は紛失した場合は、届け出てください。
- 6 その他、医療手帳についての問い合わせがあった場合、下記に御連絡ください。

各医療機関等へお願い

療養費の請求手続きについて

熊本県では、医療手帳を所持する方の医療保険各法及び介護保険法による療養費の自己負担分を助成しています。

平成16年4月1日以降の療養費については、公費併用により、診療報酬明細書又は介護給付費明細書に公費負担者番号を記載し、請求してください。

また、平成16年3月31日までの療養費は、本県所定の様式により請求を行ってください。

介護保険サービスに係る公費負担者番号は「88433016」です。
給付対象となるのは医療系サービスのみになりますので、詳細については、下記の水俣病対策課にお問い合わせください。

熊本県環境生活部水俣病対策課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-383-1111 (内線7387, 7388)

【各医療機関等へのお願ひ】

- 1 鹿児島県は、水俣病総合対策医療事業の対象者に、この医療手帳を交付し、この手帳所持者の医療保険各法及び介護保険法による療養費の自己負担分を助成しています。(原則として歯科治療は助成対象となりません。)
- 2 平成16年4月1日以降の療養費については、公費併用により、診療報酬明細書又は介護給付費明細書に公費負担者番号を記載し、国保連等に請求してください。
- 3 平成16年3月31日までの療養費は、本県所定の様式により本県に請求してください。
- 4 介護保険サービスに係る公費負担者番号は「88463013」です。給付対象となるのは医療系サービスのみになりますので、詳細については、下記までお問い合わせください。
- 5 初めてこの手帳による事務を取り扱われる医療機関等におかれましては、本県のシステムに登録する必要がありますので、下記までお問い合わせください。

《手帳に関するお問い合わせ先》

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県 環境生活部 環境政策課
(代表) 099-286-2111 内線(2585、2584)
(直通) 099-286-2584
FAX 099-286-5544

【対象者の方へのお願ひ】

- 1 医療機関等において療養を受けるときは、被保険者証、組合員証、老人保健法医療受給者証に添えて、この手帳を必ず窓口に提示してください。(生活保護、更生医療等により自己負担のない方であっても、療養手当受給に必要ですので、この手帳を必ず窓口に提示してください。)
- 2 この手帳を他の人に貸したり、譲ったりしてはいけません。
- 3 住所又は氏名が変更になったときは、すぐにその旨を鹿児島県環境政策課に届け出てください。
- 4 この手帳は、なくさないように大切に持ちください。もし、なくしたり、汚したりしたときは、再交付を申請してください。
- 5 対象者でなくなったり、又は対象者の方が亡くなられたときは、この手帳を速やかに返還してください。

医療手帳									
医療手帳番号									
公費負担者番号	5	1	4	6	3	0	1	6	
公費負担医療の受給者番号									
住所									
氏名									
生年月日									
有効期間	から まで								
発行機関及び印	鹿児島県 鹿児島県印								
交付年月日									

[illegible]

(参 考)

「水俣病」問題の広がり

公健法による水俣病
認定 約3千人⁽¹⁾

平成7年の「政治解決」に
よる救済 約1万1千人⁽²⁾

「水俣病」発生地域の
住民 約20万人

- (1) 従来通り、公健法に基づく医療費の全額を原因者が負担。
- (2) 従来通り、保険優先の自己負担分を公費で負担。今回、公費負担番号取得により手続きの一部に変更あり。